

農協における教育活動の現状と課題 ——協同組合の基礎教育をめぐって

On the Education of Basic Co-operative Theories
Provided by Agricultural Co-ops

河野直践

抄録

協同組合の国際組織である ICA は、協同組合における教育・広報活動の重要性を一貫して掲げてきた。具体的には、組合員に対する教育、役職員に対する教育、一般の人々に向けた広報活動という 3つのカテゴリーが存在するが、これらが必ずしも十分には行われてきたとはいえない実情がある。そこで、本論では農協を具体例にとり、いくつかの現場事例を取り上げながら、協同組合の理念や仕組み、歴史や今日的役割等に関して、各カテゴリーで行われている教育・広報活動の現状と課題を論じる。

1. はじめに——背景と課題

(1) 協同組合における教育活動の意義

来たる 2012 年は、「国際協同組合同年」である。国際連合はこれまで、その時々に応じたさまざまな重点事項を掲げた「国際年：International Year」を定めて、当該課題への取り組みを世界に示してきたが、09 年 12 月 18 日に国連は、その第 64 回総会で 2012 年を「国際協同組合同年：International Year of Co-operatives」とする総会宣言を採択したからである。これを受けて日本では 10 年 8 月 4 日に、各種協同組合の代表者や文化人などが集まって「2012 国際協同組合同年全国実行委員会」を発足させ、協同組合の広報活動やイベント等の展開にむけた活動をスタートさせた¹⁾。

また、さかのぼれば国連は既に 1992 年の

国連総会で、1995 年 7 月の第 1 土曜日を、「協同組合の国際デー」と宣言した経緯がある。1895 年に世界の協同組合の関係者が集まって組織した「国際協同組合同盟：International Co-operative Alliance（略称 ICA）」では、1924 年の第 11 回 ICA 大会で、7 月の第 1 土曜日を「国際協同組合同年」と定め、以後それにあわせて各国の協同組合はさまざまな活動を展開してきた。1995 年は ICA 発足 100 周年にあたったことや、経済・社会開発等で協同組合が世界的に大きな役割を果たしてきたことなどを重視して、国連も後押しをする形になったのである。

だが振り返ってみれば、95 年の「国際協同組合同年」は、協同組合関係者の間を除けば日本ではほとんど話題にならなかったし、今回の「協同組合同年」についても、状況はさほど変わっていない。背景の一つには、日本

1) 代表は経済評論家の内橋克人氏。日本ではすでに農協・生協など各種協同組合の全国組織等が集まって日本協同組合連絡協議会 (JJC) が作られているので、具体的には、この加盟団体を中心とした各種の協同組合関係者と、外部の有識者、それぞれの地域の人々が協力しあって、各種の活動を展開することになると思われる。

では農協や漁協などが従来から、政策面では国の縦割りの産業政策の一コマとして位置づけられてきたにすぎず、一般の人々からも単なる業界団体としてしか認識されてこなかった点があるように思われる。これに対して生協は、日本では政策的な後押しがほとんどなく、主婦などの自発的な組織づくりの運動から出発した経緯がある。しかし今日においては社会運動の一翼としてよりも、流通業界の一形態ととらえる見方が一般的であろう。

それは、日本の法律では協同組合という企業形態が、矮小にしか位置づけられてこなかった点とも関連する。すなわち、欧米では協同組合という企業形態は株式会社と並ぶ企業形態として人々に認識され、実際にもそれと同じくらいの長い歴史を有してきたといわれる。具体的には、資本家の手によって設立され事業が営まれる株式会社に対して、零細な庶民が協同することによってさまざまな領域で設立され、そして利用されてきた歴史があるが、日本でのそれは個別産業政策の枠内にもっぱら閉じこめられてきた。協同組合という企業形態をさまざまな領域で人々が利用するためには、協同組合という企業形態を一般的に規定する法律が必要であるが、協同組合一般法の存在を欠いたまま、特定の目的のみを想定して、それぞれに組織形態や事業内容を規定した、職能別の個別協同組合法がいくつか存在しているだけなのである²⁾。産業政策内の職能別個別法制で、協同組合そのものが位置づけられていない。これらの協同組合に対しては、独占禁止法の適用除外措置が与えられているとはいうものの、世界では憲法のなかに協同組合を位置づけている国が存在することなども考えてみれば、法的な位置

づけはいかにも低い。

とくに近年は、営利企業のセクターと公的セクターだけでは社会経済の円滑な営みは実現できないとして、これからは各種のNPOや協同組合からなる「非営利・協同セクター」「サードセクター」の機能発揮に期待を抱く考え方が広がりつつある。こうした状況もふまえてみれば、法人制度全体の中で、協同組合に対して広い視点で社会・経済的な役割を積極的に与える方向が求められるが、すくなくとも現状を見るかぎり、日本ではそのような動きは鈍いといわざるをえない³⁾。

だが、「協同組合同年」をめぐる社会的な盛り上がりの欠如を、法制度や政策にのみ還元するわけにはいかない。既存の協同組合が業界団体や圧力団体として、行政の下請け機関として、あるいは流通業者の一つとしてしか人々に認識されてこなかったもう一つの背景には、多くの協同組合の実態もそれと大差がなかったという現実や、協同組合における基礎教育や広報活動の乏しさがあるといわざるをえないからである。

協同組合における教育活動の重要性は、これまで多くの論者によって繰り返し語られてきたことである。何となれば、協同組合とは単なる経済事業体であるのみならず、人々の協同活動をとおして生活の向上や社会の改良をめざす、社会的な運動体であると理解されてきたからである⁴⁾。運動を展開し成功させていくには、協同組合とはどのようなものであるかということを経営員や役員にきちんと教育することや、社会に対して協同組合のめざすところを広く知らしめ、一人でも多くの人を自らの協同活動に参加してもらうような広報活動が欠かせない。

2) 具体的には、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法がそれにあたる。

3) こうした法制上の問題については、筆者もかねてから指摘を行ってきた経緯がある。たとえば、河野直実践『協同組合の時代』日本経済評論社、1994年、281～285ページ。

現に協同組合の国際組織である前出の ICA も、1937 年にパリで開かれた第 15 回大会で世界の協同組合が共通して採用すべき「協同組合原則」定めて以来、今日に至るまで一貫して、「教育活動の促進」という項目を原則の一つに掲げてきた経緯がある。すなわち、1937 年制定の「パリ原則」では、7つの原則の最後（第 7 の原則）に教育の促進を掲げ、1966 年の第 23 回ウイーン大会で見直しが行われて 6 原則に変更された際にも、教育活動促進の項目は、第 5 番目の原則として継続されることとなった。さらに、1995 年に ICA の創立 100 周年を記念する第 31 回大会がマンチェスターで開かれ、その際に原則の見直しが行われた。その結果、協同組合の定義や価値条項の新設などとともに、7 原則からなる「協同組合とは何かについての ICA 声明：International Co-operative Alliance Statement on the Co-operative Identity」という形がとられることとなり、これが現行のものであるが、教育活動や広報活動の促進は、その第 5 番目で引き続き掲げられている。該当部分を引用すれば、以下のとおりである⁵⁾。

第五の原則——教育・研修と広報活動の促進

協同組合は、組合員や選出された役員、管理者、従業員に対して教育や研修を実施し、それぞれが組合の発展に有効に貢献できるようにします。また組合は、一般の人びと（とくに若者やオピニオンリーダー）に対して、協同活動の本質と意義とを広めます。

(2) 「基礎教育」の現状と本論の目的

もちろん、ここで「ICA 声明」を持ち出すまでもなく、各種の協同組合はそれなりに教育活動や広報活動を行ってきたし、現在も行っている。しかし、それらが量的にも質的にも十分かどうかとなると、話は別といわざるをえないし、一口に教育や広報といってもいろいろなものがある。詳しくみていく際には、ICA の第 5 原則が次の 3 つの事項の必要性を述べている点に、改めて注意を払う必要がある。

- ① 組合員に対する教育活動
- ② 役職員に対する教育活動
- ③ 一般の人々に対する広報活動

-
- 4) 協同組合に対するこのような位置づけは、歴史を振り返ってみれば明らかであるし、協同組合研究においても伝統的に採用されてきた見方である。したがって、現代の協同組合の入門書においても、このような説明は一般的なものとなっており、たとえば、協同組合経営研究所が発行してきたテキスト『新協同組合とは（改訂版）』においても、「協同組合とは、人々が協同しあうことによって、さまざまな面で自分たちの暮らしや社会をよくしていくための経済組織であり、そのための運動体でもある」としたうえで、『市民運動』や『住民運動』などとともに、『協同組合運動』という言葉が使われるのには、こうした理由がある」と述べている（協同組合経営研究所『新協同組合とは（改訂版）』、52 ページ、2007 年（初版は 1996 年））。
- 5) 4) の協同組合経営研究所に同じ、142 ページ。日本語訳にはこれを含めていくつかのものがあるが、原文（英文）は以下のとおり。

5th Principle: Education, Training and Information

Co-operatives provide education and training for their members, elected representatives, managers, and employees so they can contribute effectively to the development of their co-operatives. They inform the general public - particularly young people and opinion leaders - about the nature and benefits of co-operation.

ICA が掲げる第一の項目は、「組合員教育」である。協同組合が組合員の出資・利用・運営によって成り立つものである以上、組合員への教育を欠いては協同組合の運動・組織・事業はありえない。「第5原則」が最初に組合員に対する教育の必要性を述べ、続けて役職員の教育や一般の人々への広報活動について述べるという流れになっているのも、各種の教育・研修活動や広報活動のなかで、組合員に対する教育が根幹に据えられるべきことを暗示するものともいえよう。

だが残念なことに、往々にして軽視されたり形骸化しているのも、この「組合員教育」ではあるまいか。たとえば、大学生協ではキャンパスにいる学生の大半を組合員に組織しており、組合員は当該生協が経営している食堂や書店などを日常的に利用しているにもかかわらず、大学生協に関する組合員への基礎教育は、ほとんど行われていないし、多くの地域生協においても似たような状況がある。農協では組合員の世代交替がすすんでいるが、それによって新たに加入した組合員への教育がどれだけ行われているのかというような問題がある。加入してもほったらかしか、何かの機会があってもたいていは農協の事業利用についての説明程度で、協同組合運動の役割や歴史、仕組みなども含めた基礎教育が行われているとはいえないのが現状であろう。

第二は、「役職員に対する教育」である。協同組合において役員は、組合員代表としての性格をもっているし、組合員と職員とはパートナーともいえるべき関係であるから、役職員に対しても協同組合の基礎教育は欠かせない。だが、これも実際には商品知識等を中心とした業務研修や、組合関係法務・簿記会計等の教育に著しく傾斜していて、協同組合についての基礎学習は置き去りにされがちである。また、基礎教育といってもたいていは、農協や生協など特定の種類の枠内において、それぞれの歴史や組織・事業の現状を説明す

るにとどまっており、協同組合運動全体を俯瞰する教育が行われているとはいえない。第三は、「一般の人々に向けての広報活動」である。前述のように協同組合運動には、すでに組合員として加入している人を視野に入れるだけでなく、従来は未加入であった人々に対して加入や利用を呼びかけ、新たな仲間を迎え入れていこうとする積極的な姿勢が必要である。たしかに一見すれば、農協が「JA 共済」や「JA バンク」のテレビコマーシャルを放映したり、地域生協が新聞に折り込み広告を入れるなどの活動をさかんにやっているから問題はないようにも思えるが、ICA が求めているのは単なる「商品宣伝」ではないという点に注意せねばならない。すなわち、原則にあるのは「協同活動の本質と意義を広めること」であるが、こうした根源的視点での広報活動がどれだけ行われてきたかとなると、疑問なしとしない。また、「若者とオピニオンリーダー」への広報を重視せよという原則の文面は、これらの層に対する従来の協同組合陣営のアプローチの弱さを告白していると見るべきであろう。

多くの紙幅を費やす結果になったが、以上が本論の根底に流れる問題意識である。そして、かかる視点に立って対象を農協に絞り込んだうえで、いくつかの事例や現場実態を紹介・分析するという作業をとおして、協同組合における基礎教育の課題を明らかにするのが本論の目的である。

具体的には、次世代を対象にした食農教育への取り組みが全国の農協で活発化していることに着目して、最初にこれについての事例を取り上げる。次に、組合員の世代交替がすすむなかで、これまではほとんど手つかずであった新規加入組合員に対する教育をスタートさせた事例を取り上げる。これらは、上記の整理からすると「組合員教育」と「一般への広報」に属するが、もう一つのカテゴリーである「役職員教育」についても見ておく必

要がある。そこで、全国段階や都道府県段階の中央会が、系統農協の職員を対象に実施してきた「資格認証試験」の現状を最後に取り上げ、これらをふまえて末尾に本論の総括を述べることにしたい。

なお、本論の表題やここまでの論述において、「協同組合の基礎教育」という言葉を用いてきた。「協同組合の基礎とは何か」「基礎教育とは何か」等々を議論しだせばきりがなから、それは必ずしも明確な概念であるとはいえない面もあるが、ここでは「協同組合の存在意義や運動目的、組織や事業の特質などを理解することを主目的とした教育」というぐらいに考えていただければよい。したがって、それは従来「協同組合論」「協同組合理念」等々と呼ばれてきたものに近いが、一般の人々や組合員の感覚からすると、これらの語には堅苦しいイメージが付きまとい、実際の研修会等においても観念論・抽象論に傾斜してきたことが否定できない。新規に加入した組合員や次世代の人々、新入職員などを想定すれば、まずは協同組合への関心を高めてもらうような情報提供や、実際の現場体験をとおした学習スタイルも必要である。それらも考慮に入れると、「協同組合論」や「協同組合理念」といった言葉がもつイメージよりも、枠組みを若干広げておく必要があるように思うので、本論では「協同組合の基礎教育」と呼ぶことにする。

2. 熊本県U農協の次世代教育

(1) 次世代を対象にした食農教育の広がり

農協の教育・広報活動についての近年の顕著な動きに、次世代（子供たち）を対象にした「食農教育」の活発化がある。背景には

「食」をめぐるさまざまな問題の発生や、「食」のあり方をめぐる国民的な関心の高まりがあり、2005年の「食育基本法」制定がそれを加速させたと思われる。

系統農協では同法の制定を受けて早速、06年に開いた第24回JA全国大会の決議のなかの「安心して暮らせる地域社会の実現と地域貢献」という項目に、食農教育の実践を掲げた。さらに、09年の第25回JA大会決議においても、「消費者との連携による農業の復権」という項目のなかに食農教育の推進を掲げるとともに、「暮らしの活動」に関する項目においても、地域活性化や子育て支援活動と結びつけて、食農教育に取り組むとした。以後、全国農協中央会（全中）が中心となってさまざまな手引書や事例集を発行したり⁶⁾、系統組織に属する家の光協会や日本農業新聞が発行している雑誌・書籍・新聞等において、食農教育の記事を積極的に取り上げるなどして、推進をはかっている。

系統農協では、「食育」という言葉にかえて、「食農教育」という言葉を用いている点に一つの特徴がある。その背景には、単なる「食育」という枠組みでは、食品の素材である農産物の生産過程や、農業を支える自然環境への接近が不足しているという見方があると思われる。すなわち、「食」を消費の段階でとらえるだけではなく、食料の生産過程である農業の現場や、農業・農村の自然環境に関する理解促進を土台に据え、その上に立って「食」をとりまく問題の解決を図るための教育をめざしていると思われる。

現在、次世代を対象にした「食農教育」の取り組みは全国に広がっているが、「食育基本法」が制定される以前においても、その前史ともいえるべき取り組みが行われていたことを見落としてはならない。一つは、農産物の

6) たとえば、全国農協中央会『JA 食農教育プラン策定の手引き（改訂版）』2007年、全国農協中央会・全国農協観光協会『JA 食農教育・都市農村交流実践事例集』2009年など。

輸入自由化が進むなかで、都市住民に対して日本農業についての理解を促進する必要があるという観点や、農山村の活性化をめざす観点で、都会の子供たちを対象にした農業体験の受け入れなどもメニューに組み入れて、都市農村交流やグリーンツーリズムに取り組む農協が、中山間地域を中心に現われたことである。もう一つは、都市化の進展にともなって農家が少数派に転じたり、農地への宅地並み課税といった問題が表面化するなかで、都市近郊の農協が地域の消費者に対する理解促進をめざして、朝市や市民農園の開設等に取り組むようになったことである。

このように、農協の食農教育は食育基本法制定を受けての後追い作業ではけっしてなく、農協なりの自主性・主体性にもとづく都市農村交流等の取り組みの延長として広がっていったものであるが、近年は子供たちを対象にした活動が活発化している。ターゲットとして次世代が重視されるようになった背景には、産業構造や地域社会の変化とともに農協の組織基盤が弱体化し、組合員の世代交替がすすむなかで、次の時代を担う世々とのつながりを、早い段階から農協が作っていかうとする狙いがあるものと思われる。したがって、こうした活動は農協の社会貢献活動と見ることができると同時に、組合員予備軍を想定した協同組合教育の入口整備の取り組みとみることもできる。そこで、以下では「アグリキッズスクール」という次世代教育に比較的早くから着手し、現在もさかんに取り組みを行っている熊本県の熊本宇城農業協同組合（JA 熊本うき）の事例を取り上げる⁷⁾。

(2) 農協の概要と活動のあゆみ

熊本宇城農協は、宇城市・宇土市・城南町・美里町と、熊本市の一部（富合町）をエリアとする広域合併農協である。地理的には県の

表1 JA 熊本うき「あぐりキッズスクール」のあゆみ

回数	1	2
年度	2003	2004
生徒数(人)	64	109
5月の活動		●入学式・イモ植付け(宇土市)
6月の活動	●入学式・田植え(宇土市)	●田植え・芽掻き(宇土市)
7月の活動	●大豆加工工場見学(宇土市)	●地引網(本渡市)
8月の活動	●サマーキャンプ(矢部町)	●サマーキャンプ(清和村)
9月の活動	●ナシ狩り(豊野町)	
10月の活動	●稲刈り(宇土市)	●イモ掘り(宇土市) ●稲刈り(宇土市)
11月の活動	●イモ掘り(宇土市)	●ミカン狩り(三角町)
12月の活動	●収穫祭(松橋町)	●収穫祭(松橋町)
1月の活動	●砂糖づくり(三角町)	●パンづくり(三角町)
2月の活動	●卒業式(松橋町)	●卒業式(松橋町)

中央部に位置するが、東西は50kmほどに及ぶとともに、地形的にも海岸部・平坦部・山間部のそれぞれを有するなど、変化に富んでいる。正組合員は約10,800、准組合員は約3,900、職員数は約400である。

当地は温暖な気候を利用した農業が盛んなところで、農協の販売品取扱高は170億円、内訳は野菜90億円、果樹30億円、米20億円、畜産物10億円などである。管内には一部に市街地があり、上述のように海岸部や山間部もあるが、多様な作目の農業生産が活発

7) 以下は、筆者が2010年2月に筆者が行った現地調査の結果をもとにまとめた。

3	4	5	6	7
2005	2006	2007	2008	2009
117	103	132	108	96
●入学式・イモ植付け (宇土市)	●入学式・イモ植付け (宇土市)	●入学式・イモ植付け (松橋町)	●入学式・イモ植付け (松橋町)	●入学式・イモ植付け(松橋町) ●保護者の会(松橋町)
●田植え (宇土市)	●田植え (宇土市)	●田植え (宇土市)	●田植え (宇土市)	●田植え (小川町)
●管内施設見学 (美里町・三角町)			●地引網 (天草)	●地産地消体験 (宇城管内)
●サマーキャンプ (山都町)	●サマーキャンプ (山都町)	●サマーキャンプ (芦北)	●サマーキャンプ (阿蘇)	●サマーキャンプ (阿蘇)
	●地引網 (天草)	●地引網 (天草)		
●イモ掘り (宇土市) ●稲刈り (宇土市)	●農産加工体験 (宇城管内) ●イモ掘り・稲刈り (宇土市)	●農産加工体験 (宇城管内) ●イモ掘り・稲刈り (松橋町・宇土市)	●農産加工体験 (宇城管内) ●イモ掘り・稲刈り (松橋町・宇土市)	●イモ掘り・稲刈り (松橋町・小川町)
●管内農業体験 (宇城管内)	●管内農業体験 (宇城管内)	●管内農業体験 (宇城管内)	●管内農業体験 (宇城管内)	●管内農業体験 (宇城管内)
●収穫祭 (松橋町)	●収穫祭 (松橋町)	●収穫祭 (松橋町)	●収穫祭 (城南町)	●収穫祭 (城南町)
●パンづくり (三角町)	●パンづくり (三角町)	●ピザづくり (三角町)	●ピザづくり (三角町)	●ピザづくり (三角町)
●卒業式 (松橋町)	●保護者の会 (松橋町)	●卒業式 (松橋町)	●卒業式 (松橋町)	●卒業式 (松橋町)

資料：「JA 熊本うき」のホームページと、同農協での聞き取りをもとに筆者がまとめた。

に行われている地域といえよう。いっぽう、購買品供給高は生産資材と生活物資がそれぞれ90億円と130億円、貯金残高が860億円、貸出金残高が320億円、長期共済保有高が6,400億円となっている(2008年度)。

前述のように、次世代を対象にした食農教育への取り組みは各地の農協で行われている

が、それらのなかには、田植え体験・稲刈り体験・芋ほり体験等の季節イベントにとどまらず、周年的なプログラムを組み、1年間を通じての参加者を募集する形で取り組んでいる例もある。嚆矢は長野県の北信州みゆき農協が02年に開始した「あぐりスクール」といわれているが⁸⁾、本組合の「あぐりキッズ

8) 北信州みゆき農協は、首都圏などに居住する都会の子供たちを夏休みに集めて農業体験をさせる活動や、農業・農村体験を組み合わせた林間学校の誘致に農協をあげて活発に取り組んできた組合として既に知られていた。こうした活動を展開するなかで、単に都会の子供たちを招くだけでなく、地元の子供たちにも改めて農業・農村について経験をとおして学んでもらう機会を設けるべきではないかという声が生じたため、「あぐりスクール」が始まった経緯がある。

スクール」もまた、それに次いで03年にスタートした、全国2番目の先駆的かつ大がかりな取り組みである。

参加資格があるのは本農協管内の小学校2～6年生で、新年度のスケジュール(カリキュラム)を掲載したチラシを農協が作成・印刷し、3月に管内の小学校に配布を依頼して募集が行われている。月に1回程度の割合で(原則として土曜日に実施する)、さまざまな体験活動を重ねていくようなプログラムが組み立てられており、参加費は1年をつうじて1人あたり1万円である。初年度にあたる03年の参加者は64名であったが、04年には109名となり、以後毎年100人前後の参加者がある(いちおうの募集定員は100名とされているが、おおむね定員前後の応募があるので、実際にはこうした数となっている)。

各年度の参加者数と活動内容を、表1にまとめた。内容をみると、田植え・イモの植付け・稲刈りなどの農作業体験と、パンづくりや農産加工体験など食をテーマにした屋内での活動が組み合わされていることがわかる。また、最初と最後に入学式と卒業式を行うとともに、夏休みには泊まり込みのサマーキャンプを行うスケジュールがとられている。また、表には記載しなかったが、それぞれの体験学習とあわせて、家の光協会が発行している子供向けの月刊誌「ちゃぐりん」を教材に用いて、農協職員などが子供たちに授業を行う「ちゃぐりんの時間」が、ほとんどの回に設けられている。そこで扱われているテーマは、「県内の特産物」「作物の特徴や生育についての知識」「よい食生活」「配膳と箸の使い方」「水の大切さ」「農体験の意味」といったような内容である。

多くの活動は全員が1箇所に集まって行う形がとられているが、子供たちは20人程度からなるいくつかの「組」に分けられ、1年をとおして特定の農協職員が担当する「担任」のもとで学んでいく。また、組ごとにテーマ

を決め、それぞれの場所に分かれて活動を行う場合も一部にある(表で開催地が「宇城管内」となっている「農業体験」「農産加工体験」などは、こうした形で行われている)。

単に子供たちに参加してもらうだけでなく、入学式や卒業式には親子で出席できるようにするとともに、子供たちがイモの植付けをしている間を利用して親を対象にした講話を開いたり、別途「保護者の会」を設けて親の参加を求めている点も大きな特色である。こうした場では、あぐりキッズスクールの説明、地域農業や農協の活動・事業についての話、親を対象にした食農教育の話などが行われている。その背景には、子供だけではなく、親も含めた食農教育が必要であるという考え方があり、これを一つの機会として、農協について親たちに広く知ってもらいたいという農協の意図がある。

(3) 担当体制と参加者の状況

本農協では以前から、子供向けの単発イベントとして営農指導の部署の担当で「ちゃぐりんフェスタ」を行っていた経緯がある。こうしたなか、北信州みゆき農協が02年に年間を通して「あぐりスクール」を始めたという情報を得たので、その翌年から本農協でも同じような取り組みに着手することにした。多数の職員を動員した大がかりな取り組みになることが予想されたため、総務部門(総合企画課)を担当部署として、現業の各部署や支所の協力を得て進める形がとられた。

総合企画課は、中期計画の策定や機関紙発行などの広報活動とともに、あぐりキッズスクールの事務局を担当している。そのうえで、子供たちを組に分けるにあたっては、さまざまな学年が混ざるように配慮したうえで、各組に担任とよばれる職員をはりつけ、1年を通して面倒を見させているが、職員養成の一環という視点で担任には新入職員を必ず充てるとともに、先輩職員が「副担任」として補

佐する形をとっている。また、さまざまな活動を行うには正副担任だけでは不十分であるので、活動内容にあわせて各部署の職員に協力を依頼したり（たとえば、農作業を行う場合には営農関連の職員が、農産加工を行う場合には生活指導員が協力する）、地区の農家組合員にも応援を頼むなどしている。

参加者の状況については、学年で見ると小学校2年生と3年生が最も多く、ついで4年生が多い。地域でいうと、松橋や下北など比較的町場の子供たちが多いとはいえ、漁村部や山間部も含めた管内全域から参加がある。多くは非農家の子供たちで、そのなかには准組合員家庭の子供もいる模様だが、参加資格を組合員の子弟に限定しているわけではないから、一般家庭（非組合員家庭）の子供たちが多数参加していると考えられる。

このように参加者は管内に広く散らばっているので、7つの支所のどれかに子供たちに来てもらい、そこからマイクロバス2台を使って農協がその回の実施場所に移動させ、終了後は支所に送っていく方法をとっている（ただし、本所付近の居住者については、送迎は行わない）。問題になるのが悪天候の場合の対応であるが、本組合ではあらかじめ合羽を用意したり、屋外での活動が不可能と判断した場合には選果場等の施設見学に切り換えるなどしている。また、参加者が事故にあったり怪我をしたりしないようにするのも、気を使う点である。活動の一環として地引網を行ったこともあったが、09年度にこれが採用されなかったのは、前年度に地引網のときに怪我が発生したことが原因である。

こうした問題も存在するが、参加者からはたいへん好評である。07年度の参加者（子供と保護者双方）を対象に、行われたアンケートでは、子供たちの79%が「とても楽しかった」、保護者の91%が「参加させて大変よかった」と答えている。来年も参加したいかどうか（参加させたいかどうか）という設問に対

しては、子供たちの55%が「参加したい」、保護者の61%が「参加させたい」と答えている。また、毎回の活動に「ちゃぐりんの時間」が設けられたことを受けて、子供たちの79%が「これからも『ちゃぐりん』を読みたい」と回答している（ただし、回答数・回収率は不明）。

(4) トップの決断と職員の意識改革が不可欠
前述のように、食農教育などをテーマにした子供向けの活動が全国の農協で活発化している。だが実際には、青年部や女性部に多くを依存する形で行われていたり、年間を通してこうした大がかりな活動を行うには至っていない例も多い。経済的な面においても人的体制の面においても、少なからぬものを農協が負担せねばならないからである。

本組合では、参加者から1万円を徴収しているとはいえ、それによって経費をまかなうことは到底できない。単位組合独自の取り組みであるから、中央会や連合会の支援等は取り立ててないのが現状であるし（あえていえば、家の光協会の「ちゃぐりん」が教材として活用されている程度）、チラシの配布にあたっては管内の小学校の協力を得ているものの、行政からの支援も特段にあるわけではない。したがって、この活動は実質的には農協からの持ち出しとあってよい。それは最終的には農家組合員の負担に帰するが、農家組合員の側からは、自分たちの応援団を育成する活動としてみているためか、批判はないという。加えて職員の負担も相当なものであるから、こうした活動を地域広報の柱に位置づけようとするトップの意識と決断、職員自身の意識改革や協力があってはじめて可能になっていると考えられる。

このように見てくると、次世代教育が活発化しつつあるとはいっても、実際にはそれほど簡単ではないことがわかる。さらに、地域の子供たちから大人たちに面を転じてみる

と、教育活動といっても手つかずに近いのが現状であることに、農協関係者は危機感をもつ必要がある。冒頭に述べたように、農協では組合員の世代交替が急速にすすんでいるから、新たに組合員となった人たちに、協同組合のことをきちんと理解してもらう必要が高まっている。しかしながら、そうした取り組みはほとんど行われてこなかったのが、多くの農協の実情といわざるをえないからである。

こうしたなか、富山県にある高岡市農業協同組合（JA 高岡）では、組合長自身の発案によって、相続や1戸複数組合員化によって新規加入した正組合員に対して、「正組合員のためのJAセミナー」を開くなどの取り組みを06年にスタートさせた。現状はまだ手探りで担当者には悩みもいろいろあるが、本組合は、当該セミナーをはじめとする特色ある組合員教育もさまざまに展開しており、それらの一環として行なわれている。そこで、以下に当該組合の新規組合員教育と、組合員教育活動等の全体像を紹介する⁹⁾。

3. 高岡市農協の新規組合員教育

(1) 地域と農協の概要・特色

高岡市農業協同組合は、4組合の合併によって05年に誕生した組合で、現在は旧福岡町の範囲を除く高岡市の一円を区域としている。正組合員は約7,100、准組合員は約8,800、職員数は約400である。農地のほとんどは平坦な水田で、地域農業の中心も稲作であるが、第2種兼業農家が大半である。出資金総額は24億円、販売品取扱高は39億円（内訳は米29億円、野菜5億円、畜産物2億円など）、購買品供給高は38億円である。

いっぽう、貯金残高は1,540億円、貸出金残高は270億円、長期共済保有高5,460億円といったところが、組合の概況である。

本組合では、総務部のなかに「組織広報課」という部署を設けて、組合員教育と広報活動を一元的に担当する体制をとってきた点に、一つの特徴がある。組合員教育の担当部署そのものが不明確な組合も少なくないのに対して、本組合では組合員教育の担当部署が明確化されている。あわせてこの組織広報課では、各種の学習・広報活動や青年組織・女性組織の育成、健康管理・高齢者福祉・生活活動を担当しているのである。

第二の特徴は、組合員の声に直接に聞く機会を多く設けてきたことである。5月中旬には支店単位に合計23の会場を設けて、総代会の事前説明と意見交換会を夜間に行っており、組合長と常務理事が分担して全会場に出席する。02年からは、秋にも常勤役員が組合員と接する機会を作ろうということで、11月中旬に同じく23の会場で「組合員と語る夕べ」が開かれ、すべてに組合長と常務理事が分担して出席している。集落座談会も、280の会場で2月上旬と8月上旬の2回開かれている。また、7月には「青年部と常勤役員と語る会」が、11月には「女性部と常勤役員と語る会」が開かれている。

第三に、事業面においても農家組合員や地域住民との距離を遠くさせない姿勢がとられてきた。合併にともなって支店体制を再編するにあたっては、「組合員組織活性化の要は支店体制の強化にある」との立場で、支店内の出張所的な存在であった8店舗を母店に統合するにとどめ、本来的な支店の統廃合は行わなかった。02年度からはインショップや直売所の設置をとおした地場野菜の直売事業に、04年度からは高岡産米の直売事業にそ

9) 以下は、2009年9月に筆者が行った現地調査の結果をもとにまとめた。

れぞれ乗り出し、07年には旧農業倉庫を「もえぎの里」という福祉事業センターに改造して、デイサービス等も展開している。

(2) 新規正組合員を対象にしたセミナー

こうした経営姿勢のもと、穴田甚朗組合長自身の発案によって06年度から開始されたのが、新規加入者を対象にした「正組合員のためのJAセミナー」である。きっかけは、組合長が稟議書を毎日読んでいて、世代交替にともなう組合員の新規加入が相当数にのぼることに気づいたことである。組合では1戸複数加入をすすめているので、女性や後継者の加入も増加しているが、集落座談会では若い人たちの参加が少ないのが実情であった。そこで、最初に組合員として加入した時点で、組合員としての権利や義務などをきちんと説明する必要があると考えて、担当部署に取り組むように組合長が指示したのである。

先進事例があれば、とりあえずはそれを真似すればよかったかもしれないが、近隣にはこうした取り組みをしている組合がなかったので、手探りでセミナーをスタートせざるをえなかった。初年度のセミナーには21名の参加があったが、年に1回だけだと参加できない組合員も多いだろうということで、07年度からは6月と11月（または12月）にそれぞれ1回ずつ、合計2回開催する形に改められて今日に至っている。

詳しく述べておくと、本組合では世代交替や1戸複数組合員化によって、毎年300人ほどの新規正組合員が発生する。そこで、組合では過去半年間のあいだに新しく正組合員になった人と、さらにその半年前までのあいだに正組合員となった人のうち、前回のセミナーを受講しなかった人に、セミナーに出席するよう支所を通じて文書を配布し、案内を行っている。セミナーは平日の夜に本所（高岡JA会館）の会議室で開催され、18時30分から20時までの90分のプログラムである。

セミナーでは、最初に組合長の挨拶が行われる。次に、「農業協同組合とは——組合員の権利と義務」と題して講義が1時間ほど行われ、質疑応答をして解散となる。講師は富山県中央会の農業総合研修所長に依頼しており、10ページほどのレジメを配布して、①農業協同組合とは何か、②協同組合と株式会社の違い、③協同組合原則、④世界と日本における協同組合の歴史、⑤JA綱領、⑥組合員の権利・義務と関係法規、⑦組合の運営機関、などの説明が行われる。

これまでの受講者は、初年度にあたる06年度が21名、2年目の07年度は1回目44名、2回目14名、3年目の08年度は1回目69名、2回目7名、4年目の09年度は1回目17名といったぐあい、参加者数の多いときと少ないときがある。参加者の年齢は30代前半から60代までとかなりの幅があり、女性の参加者もみられる。ともあれ、ここ3年半のあいだに、1,243人の対象者のうち、172人がセミナーを受講した計算になるが、いくつかの課題も存在する。

一つは、この数字からもわかるように、参加率が高いとはいえない点である。せっかくセミナーを開催する以上は、参加を徹底させるとか年3回開催にするとかして、7割くらいは出席してもらえるようにしたいというのが組合長の希望であるが、現状はそれに及ばない。ただ、支所ごとに参加状況を詳しく見ると、比較的参加率の高い支所と、そうでない支所がある。筆者は、農業集落か都市化集落かといった違いによるのかとも思ったが、担当者の話によれば、地域条件はほとんど関係がないという。となると、出席率の高低は支所の担当者がどの程度熱心に声をかけるかに関係するのかもしれない。

もう一つの課題は、セミナーの内容をより魅力あるものにしていくことである。上述のような講義内容は、組合サイドからすれば、新規組合員の基本的知識として必ず知ってお

いてもらいたい事項ではあるが、参加者の目にはどうしても堅苦しくて面白くないものと映りがちで、出席率の向上がなかなか実現しない原因にもなっている。そこで、最近では講演のあとに30分程度のビデオを上映して視覚に訴えかけたりもしているが、これまで用いたビデオ教材もまた面白みに欠ける面があるなど、なかなか改善に結びついていない点に担当者の悩みがある。

かぎられた時間のなかでどう工夫をすればいいかは難しい課題だが、協同組合の仕組みをいきなり説明するのではなく、まずは農業協同組合という組織に関心をもってもらえるような楽しい話が必要かもしれないし、協同組合の基本事項についても、ユーモアをまじえて語るような配慮が大切かもしれない。一般的・抽象的な説明をするのではなく、各組合の歴史を具体的に説明したり、それぞれの地域の未来展望をまじえた話にしてみる、新規正組合員が集まるせつかくの機会なのだから、参加者が単に受け身で話を聞くのではなく、相互に自己紹介や情報交換を行うなどしてみる、等々の工夫が必要であろう。

それには、肩のこらない漫談風のプログラムや教材を開発したり、こうした話のできる人材を外務講師に頼らず、単協や系統組織の内部で育成することが課題になる。1回のセミナーにすべてを詰め込もうとするのではなく、食や農などをテーマにした著名人の講演会と組み合わせるような仕組みもありうる。現状では新規正組合員だけを対象にしたセミナーであるが、「食生活」や「家庭菜園」などをテーマにした話であれば、関心のある消費者も多いであろう。本組合の管内は地形が平坦で、30分程度車で走ればどの集落からも本所に集まれるという条件にも恵まれている。准組合員や地域の消費者などをまじえた交流企画に発展させるとか、地域イベントとセミナーを組み合わせるなどしていったほうが、正組合員の参加意欲や学習効果の向上に

つながるかもしれない。

(3) 関連した取り組み等

新規正組合員セミナーにとどまらず、本組合は他にも特徴ある組合員教育等に取り組んでいるので、それらについても説明をしておこう。

第一は、新任の総代を対象にした「新任総代セミナー」である。新規正組合員向けのセミナーを始めたのだから、次は新規の総代に対してもセミナーを開こうということで、07年に始まった活動である。8月の平日の夜に90分のプログラムで、①農業の現状とJA、②JA総代としての心構え、といった内容の研修を行う。こちらは出席率が高く、第16期の総代を対象に行われたセミナーでは、対象者166名のうち、100名が出席した。

第二は、農業や農業協同組合への理解を深め、地域の中核となる人材の育成をめざして本組合が開講してきた「JA高岡協同大学」である。これは、1981年に始まって以来30年近くの歴史をもつもので、支店長の推薦があり年間3,000円の自己負担金を支払えば、男女を問わず、また農家・非農家を問わず入学できる。食生活・栽培技術・自分づくりなどを各回のテーマとして、年間に合計6回の講座が開かれ（おおむね2ヶ月に一回の頻度で、平日の夜に開催される）、5回以上出席した人には修了証書が授与される。定員は50名で各支店をつうじて募集がなされるが、毎回60名を超す応募があるから、すでに定着を果たしているといえよう。当初は農業後継者の参加が中心で、内容も農業の話一本といった感じであったが、その後は生活全般にテーマが拡大されてきたこともあって、現在の参加者は圧倒的に女性が多く、世代的には30代半ばから50代が中心である。

第三は、次世代を対象にした活動である。本組合では、96年に夏休みに1泊2日形式の「夏休み子ども村」をスタートさせ（管内

の小学校高学年児童 50 名が対象で、本組合の新規採用職員も全員参加する)、05 年には市内の保育園、小学校、学童保育等を対象に、「子ども農業体験教室」という取り組みも始めた。単に種をまいたり収穫をするだけではなく、4 月から 11 月までの通しで、市の農業センターを会場に継続作業の形態で農業を体験する点に特色があり、100 名ほどの参加がある。

さらに 08 年度からは、市内在住の若者(独身男女)を対象にした取り組みとして、「出会い・ふれあいイベント」がスタートした。そのつど参加費を徴収する形で、パーティーや野外活動を年に 4 回ほど開くもので、形式上は組合の主催ではあるが、20 代の若手職員が企画・実行する形態をとっている。08 年度は参加資格を 20 歳代に限定したが、30 歳代からも参加したいという要望が出されたため、09 年度には参加資格が「20 歳代から 30 歳代の独身男女」に拡大された。

このように、本組合は新規正組合員を対象にしたセミナーはもとより、各世代・各層を網羅するべく、さまざまな教育活動に乗り出しているが、それがまだ及んでいない領域も存在する。一つには、中学生から大学生までの世代を対象にした教育が行われていないことがある。この世代は、勉学に遊びに就職にと何かと忙しいのが実情だが、多感な青年期は協同活動の本質や意義を理解し、人間形成をする上では最も重要な時期でもある。この世代にいかにアプローチしていけばいいかは、本組合だけでなく、すべての協同組合にとって重要なテーマであろう。

准組合員に対する教育も、今後の課題である。本組合では、すでに数の上では正組合員よりも准組合員のほうが多くなっているが、准組合員を対象にしたセミナー等は開かれていないし、組合広報の配布もすべての准組合員家庭に届くまでには至っていない。従来は准組合員を単なる事業利用者として扱い、特

段の教育活動等を行ってこなかったのが多くの農協の実情であったが、すでに日本農業の将来は、消費者の選択の如何にかかっているといってもいい時代になった。地域で農業者と消費者が手をつなぎ、協同活動を展開することが大切になっている以上、農協は正組合員のみならず准組合員や地域住民に対して、広汎な教育・広報活動を展開していく必要がある。

それには、さまざまな組合員や家族・住民たちの教育や広報を総合的に企画・実行することが必要になる。本組合ではそれを組織広報部が担当しているが、こうした体制をとっている組合はまだ少数派ではないかと思われる。というのも、作目別部会は営農部、女性部は生活部、青年部は農政部、高齢者組織(年金友の会)は信用共済部といったように、縦割りの事業部門ごとに各種の組織がばらばらに貼り付けられているだけで、総合的な組合員組織の担当部署は欠如している組合が少なくないからである。

加えて系統組織においても、組合員教育や組合員組織の担当部署がどこなのか、はっきりしないのが実情である。たしかに系統組織の頂点にある全中には、「教育部」という部署が存在する。しかし、当該部署がこれまで担当してきたのはもっぱら役職員を対象にした教育であって、組合員教育は蚊帳の外に置かれてきたといっても過言ではない。

かかる状況のなか、高岡市農協ではトップがこうした問題の所在に気づき、自らの発案によって「新規正組合員セミナー」が始まった。しかし、全国の農協においてトップの発案を待つだけでは、状況を大幅に改善させることは困難であろう。組合員と日常的に接している職員のサイドからも、組合員に対する基礎教育の必要性が自覚され、ボトムアップのスタイルで企画展開がなされるべきだと筆者は考えるが、そこで改めて問われてくるのが、「職員教育」という言葉で従来呼ばれて

きたものの中身である。何となれば、営農技術や金融知識などを職員に教えるような「業務研修」は盛んに行われてきたいっぽうで、協同組合の基礎教育は手薄であったという問題が、職員教育においても存在するからである。以下、項を改めてこれを論じる。

4. 系統農協職員の協同組合基礎教育

(1) 資格認証試験と基礎教育

ひとくちに農協職員を対象にした教育や研修といっても、接遇研修や入門講座からはじまって各種の業務研修、自己啓発や能力開発など、現場ではいろいろな内容のものが行われている。研修会等の実施主体も、組合独自で行うものから、県中や県の連合会が開催するもの、全国機関が開催するものなどさまざまであるが、それらのなかでも系統全体を通じて体系的に行われているものに、級別の試験実施とリンクさせた農協職員の資格認証制度がある。中央会を主体に行われているもので、全国の多くの農協や連合会等によって利用されているから、以下ではこれを取り上げて考察してみる¹⁰⁾。

振り返ってみると、農協職員の資格認証制度は、1952年に北海道、54年に長野と兵庫の中央会によって始まったものである。1958年には全中が示した資格認証のための「規定例」に沿って全国に広がり、1980年前後にはほとんどの都道府県で試験認証が実施されるようになった。この認証試験は、全中の規定例に沿いつつも、都道府県中央会（県中）がそれぞれに問題作成や採点・認証にあたっていたが、試験内容の平準化や試験

事務効率化の観点で、全中を軸にした全国統一試験への移行が始まった。制度の実施・運営主体は都道府県中央会とし、全中がマークシート形式による出題・採点を受託する形で、1994年に「初級」の試験が、95年に「中級」と「上級」の試験が始まった。

初年度の「初級」に参加したのは13県で、約3,500人の受験者があったが、徐々に参加県が増加するとともに、組合現場における人事管理制度とも連動がはかられていった。その結果、現在では認証制度を採用していない神奈川県を除く全ての都道府県で利用されており、農協職員としての最低限の知識を扱った「初級」は43、中堅職員として業務遂行上理解しておくべき知識を柱にした「中級」は42、管理・監督者として業務の管理監督上必要な知識を柱にした「上級」は35の中央会が、それぞれ参加している（不参加県のなかには一部の級の認証しか行っていないものもあると思われるが、このうち上級に関しては、マークシートによらない記述試験の形式を採用したうえで、独自の出題・採点体制を維持しているものが多いと思われる。茨城県もその一つである。）¹¹⁾。

ただし、各都道府県内の組合や連合会等がこの制度を利用するかどうかは、それぞれの判断に委ねられている。そのため実際にはこの制度が当該都道府県の農協職員すべてをカバーしているわけではないが、2009年の場合、全国の試験申込者数は「初級」が約13,400人、「中級」が約16,400人、「上級」が約7,600人にのぼっている。したがって、農協や連合会等の職員が協同組合の基礎知識を習得したり、協同組合論に立脚した現場での応用力を養ううえでも、試験認証の役割に

10) 以下は、2010年11月に行った全国農協中央会での聞き取り調査と、その際に収集した資料からまとめた。

11) このほか、長野県中央会は「初級」のみ全国統一試験を利用し、「中級」「上級」については、独自の記述試験を行っている。また、近畿地方では、6府県の中央会が共催で「上級」の記述試験を行っている。

は大きなものがある。ところが、協同組合の基礎教育についてみると、この制度はいくつかの問題をかかえてきた。

資格認証を行う際にはいかなる科目を設け、どのようなテキストを指定し、いかなる問題を出题するかが重要になる。したがって、全国統一試験の発足当初は、以下にみるように、全ての級において「農協論」や「協同組合論」を、試験科目のうちの一つに掲げる形がとられていた¹²⁾。

- ①初級：農協論Ⅰ、農協法Ⅰ、農協簿記Ⅰ、農業一般常識
- ②中級：農協論Ⅱ、農協法Ⅱ、農協簿記Ⅱ、農協事業総論、農業経済Ⅰ
- ③上級：協同組合論Ⅰ、農協経営論Ⅰ、農協関係法規、農業経済Ⅱ

ところが、職員研修に使えるような農協論や協同組合論の文献が少なかったこともあって、初級の「農協論Ⅰ」、中級の「農協論Ⅱ」、上級の「協同組合論Ⅰ」は、すべて同じテキストを使用し、そのうえで出題に当たって難易度を変化させるという対応をとらざるをえなかった。そのため、年を重ねるごとに重箱の隅をつつくような問題が増えるなどして県中から批判の声が生じ、出題が困難になってしまった。そこで、各級の試験科目の全面的な見直しが行われ、2002年には次のような形へと移行がなされた。

- ①初級：JA 基礎、農業情勢基礎、JA 簿記基礎（計3科目）
- ②中級：JA 事業論、農協法、JA 簿記会計（計3科目）
- ③上級：JA 経営管理、JA 財務・管理会計、JA 人事管理（計3科目）

一見してわかるように、この新体系では「農協論」「協同組合論」という科目が廃止された。ただし、「初級・JA 基礎」では、全中発行の

小冊子『私たちとJA』をテキストに用いて農協論の初歩的内容を含めた内容にするとともに、「中級・JA 事業論」にも協同組合論的な出題を含める配慮がなされた。しかし、中身的には協同組合論の部分が薄くなることは避けられなかったし、「上級」では協同組合論が消失する結果となった。

そのために、しばらくすると今度は、「農協論や協同組合論がないのは問題だ」「これらの科目を復活すべきだ」という声が県中から出るようになった。しかし、出題困難に陥ったという過去の経緯があったほか、これらの科目を復活させると受験者には1科目が追加されて、負担が過大になる恐れもあった。それらも考慮に入れたうえで、改めて改善方を考えるという困難な作業が全中に課せられたのであるが、検討を経て出された結論は、新たな科目の新設ではなく、「中級」「上級」の既存科目中の1科目を、農協論または協同組合論を加えた複合科目に変更するとともに、テキストについては級ごとに別々のものを用いる、というものであった。その結果、2009年からは以下のような修正を加えることによって、協同組合の基礎学習を改めて強化する方向で試験が行われている。

- ①初級：従来どおり（「JA 基礎」の指定テキストは、全中発行の『私たちとJA』）
- ②中級：従来の「JA 事業論」を、複合科目「JA 事業論・協同組合論」に改め、全問中の一定度を「協同組合論」から出題する（「協同組合論」部分の指定テキストは、協同組合経営研究所発行の『新 協同組合とは（改訂版）』）
- ③上級：従来の「JA 経営管理」を、複合科目「JA 経営管理・農業協同組合論」に改め、全問中の一定度を「農業協同組合論」から出題する（「農業協同組合論」の部

12) 1993年に作られた全中の試験規定では、このほかに「特級」として協同組合論Ⅱ、農協経営論Ⅱ、経済問題の3科目を掲げたが、全中では特級の試験を行ってこなかった。

分については、全中が研究者の協力を得て新たに『農業協同組合論』という書籍を作成し、これをテキストに指定する)

(2) 中級「協同組合論」をめぐる考察

以上の経過を振り返るだけでも、このテーマが一筋縄ではいかないことを見て取ることができるが、当該科目における実際の出題内容や試験結果に踏み込んで、その内容をさらに検討する必要がある。そこで本論では、中級の試験で復活の運びとなった「協同組合論」に焦点を当ててみたい。

復活の初年度にあたる09年度の中級「JA事業論・協同組合論」は、全体で26問の構成であった。そのうち、終盤の問16～問26にあたる合計11問が「協同組合論」からの出題に充てられ、いずれも4つから6つの選択肢の中から、受験者が1つを選んでマークする形態であった。前述のとおり、この部分に関しては、テキストである協同組合経営研究所発行『新 協同組合とは (改訂版)』(2007年、B6判145ページ)から出題がなされたので、受験者は同書を事前に購入・勉強してから試験に臨んだ。各問のテーマと正答率をまとめたのが、表2である。

テキストは4章構成をとっているが、問題はテキストの全体からほぼ満遍なく出題された。いっぽう、正答率は問ごとにだいぶ差があり、11問中で正答率が50%を下回ったのは、問17、問19、問20の計3問であった。受験生はどうやら、現代の事柄よりも歴史を扱った問題のほうが苦手な傾向や、農協だけでなく協同組合全体にわたる知識が必要とされる問題が苦手な傾向がありそうに思われる。

ここから浮かび上がってくるのは、現在の農協については一定程度理解をしているけれども、協同組合運動の全体像や今日に至るまでの歴史については、知識や理解が不足している——そんな職員像である。言い換えるならば、「目の前の課題を処理する農協官僚としては有能であっても、協同組合運動者としての幅広さや深さを欠いた職員像」であるが、果たしてそれでいいのだろうか。以下は、出題された11問のなかでも極端に正答率が低かった問20の抜粋である。

問20 日本の協同組合法制について説明した次の文章のうち、最も適切なものはどれか。次の①～④のなかから一つ選びなさい。

表2 2009年度中級認証「協同組合論」の出題テーマと正答率

番号	出題テーマ	正答率 (%)
問16	現代における協同組合運動の意義	63.8
問17	ドイツの協同組合運動の先駆者	48.9
問18	日本の協同組合運動の先駆者	55.4
問19	世界の協同組合運動のシンボルとしての「虹の旗」	49.6
問20	日本の協同組合法制の歴史的概観	15.2
問21	ICAが定めている協同組合の定義	86.1
問22	ICAが「協同組合の第3の原則」を定めた理由	75.5
問23	レイドロー報告が提起した「4つの優先分野」の内容	63.8
問24	ICA声明の価値項目に「誠実」が掲げられた歴史的背景	67.4
問25	組合員と顧客の違い	93.4
問26	現代の協同組合における組合員参加のあり方	82.7

資料：全中資料にもとづき、河野が一覧にまとめた。

- ① 農業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等協同組合法は、すべて戦後になってから制定された。
- ② 産業組合法と農業協同組合法は戦前に制定されていたが、消費生活協同組合法は戦後になってから制定された。
- ③ これまでに制定された各種協同組合法のうち、最も新しいものは労働者協同組合法である。
- ④ 戦前には中小企業等協同組合法と産業組合法があり、農業協同組合法や生活協同組合法は戦後になってから制定された。

マークすべき正解は、①である。②と④については農協法と中協法の制定は戦後であるので、③については労働者協同組合法は未制定であるので、いずれも誤りである。選択肢の内容が組み合わせになっているので、若干難度の高い設問である点是否定できないが、選択肢は4つしかないこと、内容はテキストにすべて盛り込まれていること¹³⁾からすれば、これほどの正答率の低さは問題とされねばならないであろう。

周知のように、敗戦国であった日本の再出発は、政治・経済の民主化から始まった。地主小作制は非民主的として解体の対象となり、農地改革によって自作農体制が発足するとともに、自作農の協同を促進するために農協法が制定された。同時に、財閥解体後に日本経済を支える主体として期待されたのは中小企業であり、それらの中小企業間の協同促進のために中協法が制定され、かかる狙いと経緯をふまえて、協同組合は独禁法の適用除外措置を受けたのである。その意味でいえば、協同組合とは戦後民主主義の担い手にほかならず、戦後の各種協同組合法の制定は、それ

を法的に担保する措置であったのだが、本問の正答率は、それが農協職員にほとんど理解されていない現実を表している。

いっぽう、労働者協同組合の法制が未整備であるので、労働者協同組合づくりの活動をしてきた人々が、各種協同組合の関係者などにも呼びかけて、法律制定を求める運動を現在展開している。そのことは、失業問題に自らの手で立ち向かおうとする人々の動きとして一般紙で取り上げられたり、農協職員の多くが講読している日本農業新聞でも報道されてきた。にもかかわらず、本問がかくも低い正答率であったことは、この問題に注意を払ってきた農協職員がわずかしかないことを示している。

(3) 幹部候補向け論述試験の考察

ところで、全中が実施しているようなマークシート形式の試験では、暗記的な知識偏重の出題になりがちである。こうしたなか、09年の上記科目では受験者が単なる暗記に陥ることのないよう、ある程度の配慮がなされた出題となっている。たとえば、問22と問24はICA声明についての設問であるが、声明文を丸暗記させるような出題ではなく、そのように定められている理由や背景を考えさせる問題である。問25のように、協同組合の職場において組合員を「お客さん」と呼ぶのが不適當なのはどうかといったように、協同組合の基礎知識に立脚した応用問題形式で出題されたものもある。また、先に取り上げた問20も、一見したところでは協同組合法制の暗記問題に見えるが、戦後政策下での協同組合の位置づけをきちんと理解し、時事問題への関心をもっていれば暗記は不要であり、正答を選ぶことはさほど難しい問題と思われる。

13) 産業組合法の制定は戦前であったこと、戦後に各種の協同組合法が制定されたこと、労働者協同組合は法整備がなされていないことは、いずれもテキストに説明がある。

とはいえ、マークシート形式の試験では、受験者の真の能力判定にはおのずと限界があることも事実であろう。とくに幹部候補の育成や選抜段階になると、自分なりの考えや提案等を積極的に書かせる論述形態の試験を行わないと、総合的な能力判定や人材育成にはつながらない面がある。そこで、県中のなかには全中の試験を一定程度利用しつつも、独自のやり方を付加することによって、不十分な面を補おうとしている例も見られる。

第一は、全中が行うマークシート形式の試験利用は一部の階級試験にとどめ、それ以外の階級では、県中が独自に作成した論述形式の問題を受験させる方法である。こうした県中独自の論述試験は、とくに上級試験で多くみられる。

第二は、全階級において全中の試験制度を利用しつつも、合格者に対して県中が独自の補足研修等を行う方法である。たとえば、熊本県農協中央会では、当該年度に全中が行った資格認証試験「上級」の合格者を対象に、「上級合格者研修会」を開いている。研修会はまる一日を使って、まずは午前中に協同組合論の講義を聞いたうえで、午後には小レポートを書かせたりグループ討議をさせるなどの形をとっている。同県の農協組織において上級の認証を実際に受けるには、全中の試験に合格するだけではだめで、この研修会に必ず出席しなければならないいきまりになっており、毎年200人ほどの出席がある。

第三は、「上級」のさらに一段上に、全中が試験を実施していない「特級試験」を県中が独自に設けて、そこで記述問題を出题する方法である。北海道や茨城、埼玉などの例があり、たとえば茨城では、連合会・単協職員等をあわせて50名前後の受験生がある。科

目は「組織政策論」「事業政策論」「経営政策論」の3科目となっているが、いずれの科目においても、協同組合というものの運動・組織・事業など各側面における特質や、協同組合運動の歴史や現状などについての基本理解をふまえて解答することが要求される出題内容となっている¹⁴⁾。

筆者自身もこれまで、いくつかの県中の依頼を受けて、こうした論述形式の農協論等の出題・採点に関わってきた経緯がある。答案の出来・不出来は受験者によってさまざまであるが、全体的な傾向として気づかされる問題がある。

第一の問題は、マークシート方式の試験に応じた暗記重点の学習から抜け出せず、自分なりの考えを答案に書くことができない受験生が少なくない点である。幹部職員の養成にあたっては、具体的な分析力や積極的な企画力が必要になるから、ある種の問題に関して自分の組合の現状を具体的に説明させたり、特定の課題について自分なりの提案を述べさせるような問題が出る。そこで筆者は、受験希望者を集めて行われる事前研修会等に講師として招かれた際には、かかる出題の意図や事前学習にあたっての注意点を説明するよう心がけている。ところが、いざ答案を見てみると、単に講師の話や資料の文章をそのまま書き写しただけのものや、数行書いただけであとは空白というような答案が少なくないのである。業務マニュアルに沿って仕事を片付ける日常生活のなかで、いきなり分析力や提案力を求められても、それには簡単に応えられないというのが職員の実情なのかもしれないが、常日頃から協同組合の基本に立ち返って、自分の組合の問題点や改善方を考えるような習慣がもっと必要ではなからうか。

14) この試験は、「農協の組織・事業・経営の全般を理解し、創造力・改革力・企画力を有した総括管理者の養成」を目的に行われている。受験資格者は、基本認証上級または職能認証営農指導員の認証を受けた後、組合業務に5年以上従事した37歳以上の職員など。

第二の問題は、答案の記述内容や得点に関して、組合間の格差が顕著にみられることである。個々の受験生間の得点差にはむろん少なからぬものがあるが、比較的充実した答案を書く職員の多い組合と、そうでない組合の格差がかなり大きいのである（その結果、ある組合では合格者が何人も出たのに、別の組合では合格者ゼロといった事態が生じる）。職員採用や人事制度は組合ごとに異なるし、職員養成の考え方や研修体系の組み方等も、各組合の実情やトップの判断によって変わってくる。したがって、組合間の違いには仕方のない面もあるが、組合間の職員の意識格差・能力格差を解消していくことは、協同組合運動全体の底上げをはかるうえで、避けては通ることのできない課題である。

第三は、研修会の講師を務めたり認証試験の出題や採点にあたる人材の確保・養成である。職員養成を目的に行われるこれらの活動は、組織内部・系統内部の取り組みであるから、基本的には内部の人材で担われるべきである。とくに協同組合論や農協論等の教育は、現場での実践につながるものでなければ意味がないから、農協の実情に知悉した内部の人材が行うことが望ましいが、実際には大学教授や農協全国機関のOBに依頼しているのが大半と思われる。いっぽう、農業・農協を取り巻く環境が大きく変化するなかで、農協論を専門とする研究者は減少傾向にある。加えて全国機関のOB筋でも講師が高齢化するなどしているのが、県中では講師の確保に頭を痛めているのが現状のようである。

農協経営の厳しさが増すなか、単協はもとより中央会等においても教育担当の職員を減員せざるをえなくなり、結果として研修会をまるごと外部の企業等に任せる事例も目立っている。だが、協同組合の基本を理解していない外部組織に任せたのでは、一般企業の経

営ノウハウを教えるだけになって、協同組合本来の職員教育からかけ離れてしまう恐れがある。たとえば、農協現場では近年、組合員を「お客さん」と呼ぶ職員が増えているが、それは非常に大きな問題である。なぜなら、出資・利用・経営の各側面において、組合員が参加することによってはじめて成り立っているのが協同組合であり、一般企業における「売り手＝会社」と「買い手＝顧客」の関係と、協同組合における組織と組合員との関係とは、大きく異なるものだからである。近年の農協現場におけるかかる悪弊の蔓延の背景には、教育・研修活動の外部委託の増加があるのではなかろうか。

かつて1980年に開かれたICAの第27回大会で、A. F. レイドローによって「協同組合の『思想的な危機』」という問題が提起された。現代の協同組合は、組織や事業の面では大きくなったけれども、協同組合運動の真の目的が不明確になったり、一般企業と協同組合との違いが見えにくくなってしまったというのが、彼がそのとき鳴らした警鐘であった¹⁵⁾。今日の協同組合がこの「思想的な危機」を乗り越えるには、教育・研修活動の充実が不可欠であるが、このままでは職員養成にあたるべき人材の枯渇によって、協同組合としての職員教育が根幹から瓦解する恐れがある。むろん、外部の研究者等から指摘を受けるようなことも大いに大切ではあるが、協同組合の基礎教育にあたるべき人材を組織内部から見出し、養成していくような取り組みがもっと必要であろう。

5. 結語——協同組合における基礎教育の課題

農協における協同組合の基礎教育の課題に

15) A.F. レイドロー『西暦2000年における協同組合』日本協同組合学会誌、日本経済評論社、1989年。

については、すでに本論の各所で事例をとおして、さまざまな指摘を行ってきた。したがって、重複を避ける意味で結語は簡潔なものにとどめるが、ここではそれを以下の六点に整理して結びとする。

第一の課題は、単協から全国連に至るまでの系統組織全体をつうじて、教育活動の必要性を改めて自覚するとともに、それに確固とした位置づけを与えることである。なかでも組合員教育の分野は手つかずであったから、その是正が早急に図られねばならないが、系統としてもようやく火が付きはじめたようである。すなわち、09年の第25回農協大会決議では、組合員教育に関しては「組織基盤拡充」の項目でごく簡単にふれるにとどまっていたが、10年4月の全中理事会において、「新たな協同を担う人づくり全国運動」に取り組むことを決定したのである。第1期の運動は10年～12年の3ヵ年で行われているが、ここでは組合員の世代交代がすすむなかで、組合員の学習活動や教育文化活動を強化すること、その前提として役職員もまた協同組合の理念などについての理解を深める活動を強化することが掲げられている¹⁶⁾。本論で取り上げた高岡市農協のような事例にも学びながら、取り組みを全国に広げていくことが必要である。

第二は、組合員教育・役職員教育・一般の人々への広報のそれぞれに関して、これまで行ってきた活動を振り返り、改めて吟味をしたうえで、内容をより充実したものにしてい

くことである。農協だけの視点に閉じこもらず、協同組合運動を幅広く理解・展望するような内容に発展させるとともに、暗記的学習に傾斜するのではなく、協同活動の意義を体感するようなことも含めて、現場主義の生きた教育を追求することが肝要である。それを行うための体制の整備等も前提条件になる。組合員組織を総合的に担当する部署を設置したうえで、子供から大人までの各世代をつうじた教育プログラムを作成し、各種の教育・広報活動を一体的・戦略的に展開していくことが期待される。

第三は、教育活動を担うべき人材の育成・確保である。残念なことに近年、大学等に在籍する農協論の研究者が枯渇しつつある。従来、農協論や協同組合論は農業経済の研究者があわせて研究を行う場合が多かったが、産業構造の変化とともに農業経済学がマイナーな分野に移行したのに加えて、農業政策も市場原理重視に転じて農政における農協の位置づけが低下したため、農協に詳しい研究者は若い世代ではきわめて少なくなってしまった。前述のとおり、系統内部での教育担当者の養成に力を入れるとともに、系統組織OBの活用や隣接した都道府県間での人材の相互派遣など、工夫をしていく必要がある。

第四は、農協を含めた協同組合関係の教材等の開発・普及等である。協同組合の基礎教育を展開するには、平易で安価なテキストや啓蒙書等が不可欠であるが、適当なものが非常に少ない状況が、本論で取り上げたように

16) 全国農協中央会「新たな協同を担う人づくり全国運動方針」2010年4月8日。なお、これに先立って全中では、09年に全国の6つ農協の事例を収めたDVD教材「JAらしい組合員の学びの場づくり」(2009年、28分)を作成した経緯があるほか、全国運動の展開にあたって検討委員会の報告書(全国農協中央会『組合員学習活動の実践強化に向けて』2010年4月)もまとめられた。このほか、全中の担当者が執筆した解説論文として、田村政司「新たな協同を担う人づくり全国運動の意義とポイント」『農業協同組合経営実務』2010年、8～16ページ、などがある。

17) 河野直践「協同組合教育の内実を問う」『協同組合経営研究月報』1992年5月号、47～59ページ。

18) 河野直践編『協同組合入門——その仕組み・取り組み』2006年、創森社。

研修活動や認証試験などを遂行するうえでの問題をもたらしている。協同組合に関する啓蒙書の不足や内部研修用テキストの普及率の低さについては、筆者がすでに20年ほど前に問題として指摘したことがあるが¹⁷⁾、状況は大きく変わっていない。筆者自身が啓蒙書を出したり¹⁸⁾、協同組合経営研究所が漫画パンフレットや視聴覚教材を作成するなど努力も行われているが¹⁹⁾、協同組合関係者全体の手で各種の教材開発と、その普及につとめる必要がある。

第五は、協同組合の教育・広報活動に、各種の協同組合陣営が相互連携して取り組むことである。従来の教育活動や広報活動の多くは、農協、生協、漁協など各種の協同組合が、それぞれの陣営内部で企画・実践することどまってきた。むろん、協同組合は種類ごとに違いがあるから、それぞれの陣営単位で教育に取り組むことも必要であるが、単独の陣営でできることにはおのずと限界があるし、他の陣営と協力することによってはじめて、視野の広い教育が可能になったり、学習効果上がる面もあると思われる。

たとえば、家庭単位でみれば父が農協の組合員、母が地域生協の組合員、息子は大学生協の組合員というような場合がしばしばあるのだから、それぞれ別々に教育を行うだけでいいのだろうか。また、現在在籍中の大学生協の組合員は、卒業して家庭を持てば地域生協の組合員になる可能性をかなり高いし、場合によればIターンやUターンをしたり定年帰農するなどして、農漁協や森林組合に関

わることになるかもしれない。一人の人生でみれば、ライフステージのさまざまな段階で各種の協同組合に関わる可能性があるにもかかわらず、各陣営が教育や広報をばらばらに行うのは勿体ない話といわざるをえない。従来、異種協同組合間の協同というと、産直のような事業面での提携に目が行きがちで、広報といってもせいぜいは地域イベントでの協力にとどまってきた感があるが、教育面での相互連携の可能性や必要性はもっと追求されてよいし、それにはJJC（日本協同組合連絡協議会）や、県段階の提携協議会の活性化が必要と思われる。

第六は、各種教育機関との連携である。本論でも紹介したように、食農教育に関しては農協が地域の小学校と協力関係を作る例がみられるが、さまざまな面での可能性が追求される必要がある。そもそも、地域で暮らしている人々の多くがさまざまな協同組合に加入し、子供も含めた家族の多くが協同組合を日常的に利用しているにもかかわらず、義務教育の過程で協同組合についてほとんど何も教えられてこなかったのは、大きな問題として捉えるべきである。筆者がかつて論じたように、大学などでも協同組合について学生が教わる機会は非常に限られている²⁰⁾。協同組合は会社とならぶ代表的な企業形態として誕生し、今日の人々にとって身近な形で存在し、社会で大きな役割を果たしているというのに、これでは理解が広がらないのも無理はない。近年ようやく、生協組織が大学に寄附講座を提供する例も現れてはきたが²¹⁾、公

19) 協同組合経営研究所『漫画ダイジェスト版・新協同組合とは』2007年（A5判24ページ）は、前出のテキスト『新協同組合とは（改訂版）』をもとにしたもの。2009年には、同研究所の手で協同組合の歴史・仕組み・取り組みなどをまとめた、組合員学習用のDVD教材『今こそ“協同”助け合いの大切なとき』（23分間）も発行された。

20) 17) に同じ。

21) たとえば、千葉商科大学では06年度に千葉県生協連合会の寄附講義を受け入れた。その内容は、番場博之『生協の本』コープ出版、2007年として公刊されている。

教育における位置づけの獲得に協同組合陣営全体が連帯して取り組む必要がある。

以上、ささやかな小論でいくつかの問題提起を行ったが、決して多いとはいえない協同組合研究者の一人として、筆者も協同組合の基礎教育の活性化に力を注いでいきたい。

(この・なおふみ 本学部教授)

〈執筆者の河野直践教授は、2011年8月7日に急逝されました。本稿は同教授の遺稿となりました。初校のまま掲載いたします。〉